



第16號

發行所 郡田民館  
愛知縣額田郡  
幸田町公所  
岡崎市龍田町五一

# 農業委員會とは

## 「生まれたくらあた」

一、農業委員會法のできたわけ  
従来農民の民主的な機關として農地委員會、農業調整委員會及び農業改良委員會が設けられてそれぞれ分野において著しい成績を収めて来たのであるが、その仕事をやる範囲に限られておつて連絡のないままに活動をするのであつては、みんなの要望している農民の代表機關となることができないようにも思われるのでこれらの委員會の機能を統合整備して農業委員會として新しく發足させ、私達の村が行うところの農業施策の上に直接農民の聲を反映させ更に農民の積極的な協力を求めてその効果を一層高めようとするのがそのねらいである

二、市町村農業委員會について

(1) 委員會の組織  
従来の農地委員會のような階層別を廢止して、選挙による十五人の委員と市町村長が學識経験を有する者の中から五人以内を選任して、二十人以内の委員で組織する。

(2) 委員會はどんな事をするか  
農地の開發改良、保全、土地生産條件の整備、農畜産物の加工販賣、處理、農業經營の合理化、農民生活の改善等について市町村長に建議し又はその諮問に答申したり、農地等の交換分合及び農地等の利用關係についての斡旋及び爭議の防止等のことからを處理する。

(3) 選挙の期日  
この法律ができて最初の選挙は、市町村農業委員會委員は七月二十日縣の委員會は八月二十一日です。

(4) 誰が選挙権、被選挙権があるか  
年令二十歳以上で一歩以上の農地につき耕作の業務を営む者及びこれらの者の同居の親族またはその配偶者であつて、その耕作に従事する日数が概ね年間六十日以上のある者。また任んでいる市町村に農地がなく他の市町村で耕作している者でもその者の住所のある市町村に選挙権、被選挙権がある。



# 農業委員會法

(披華)

(この法律の目的)  
第一條、この法律は農業生産力の發展及び農業經營の合理化を図り農民の地位の向上に寄與するため、都道府縣及び市町村に農民の代表機關として農業委員會を設けその所掌事務の範圍及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)  
第六條、市町村農業委員會は當該市町村の區域内の土地物件又は權利に關し左に掲げる事項を處理する

一、自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三號)其他の法令によりその權限に屬させた自作農の創設及び維持に關する事項

二、農地調整法(昭和十三年法律第六十七號)小作調停法(大正十三年法律第十八號)其他の法令によりその權限に屬させた農地採草地放牧地又は薪炭林(以下農地等という)の利用關係の調整に關する事項

三、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五號)其他の法令によりその權限に屬させた農地の交換分合及びこれに附隨する事項

2. 市町村農業委員會は左に掲げる事項を處理することが出来る。

3. 市町村農業委員會は左に掲げる事項に係る總合計画の樹立及びその實施について市町村長に建議し又は市町村長の諮問に應じて答申することができる。

一、農地の開發改良保全その他土地の生産條件の整備及び土地利用の高度化に關する事項

二、農業技術の改良その他農業生産に關する事項

三、農畜産物の加工販賣その他處理に關する事項

四、その他農業經營の合理化及び農民生活の改善に關する事項

(選挙による委員)  
第七條、市町村農業委員會の委員は被選挙権を有する者について選挙権を有する者が選挙するものとしその定数は十五人とする。

(選任による委員)  
第十二條、市町村長は選挙された委員の外市町村農業委員會の所掌に屬する事項について學識経験を有する者を五人を限り委員として選任することができる。





### 昭和二十六年 事業所統計調査

事業所統計調査は昭和二十二年第一回の調査を行い、二十三年小規模に実施して以来色々の事情で中止されてきたものです。

しかしながら近時経済事情の變動は非常に大きく産業界の實態も著しい變化を示しているので最近の資料に對する各方面からの強い要望に應え、是等の資料を早急に整備するためその期日も早め七月一日現在により実施されました。

この調査で事業所とは「經濟的又は文化的活動の行われている一定の場所」をいう。又「一定の場所」とはその存在する位置とその占める區域が一定していることである。經濟的文化的活動の行われているとは經濟的文化的活動が組織的規則的に行われていることである。従つて又その事業所の仕事に従事する者が必ず一人以上いなければならぬこととなります。

以上本調査の趣旨と定義を簡単に述べた次第であります。本村では四調査區に分けて実施しました。

尙調査事項は統計資料とする以外税の對照その他には絶対使用しないことを念のため申し添えます。



### 指定研究 結果報告

各位の絶大な協力を頂きました。昨年度指定研究については四月末締切り本會に於て慎重審査の結果左の四氏を表彰しました。概要を左に

一、輪作方式の考案、鷺田成瀬弘二  
高度の輪作を目的に早生黄玉葱トマトの早熟栽培—夏蒔甘藍—菜種の育苗を試み一應成功している。

二、水稻の秋落防止、鷺田成瀬守一  
特に鉄不足土壌と土の下層が砂で肥料の流失甚だしい二地區を選び品種と肥料につき検討した。品種は東海旭が優良肥料は無硫酸根肥料を施し胡麻葉枯病防止に成功した。

三、優良農具と新農薬の導入  
鷺田 鈴 木 勲  
重粘土地帯にカルチベーターを導入し除草剤二四Dの試用により農業近代化の方向を示した。

三、轉換作 鷺田 鈴木綾市  
畑作轉換の必要性から糸瓜栽培を試みその導入に成功している。  
以上何れも鷺田で相當の技術的な内容を持ち經濟的にもよく検討されているので公開の機会を考へている御期待下さい。

— 嶺南地區農業委員會 —



### 除草剤二四D

黒柳普及員

皆さん米の増産は反當收量を上げるばかりが能くなく畜力機械力を利用して手間を省く事も増産の一方法であります。その意味で今年には除草剤二四Dを上手に使つて農家の經營を有利に導く事をお奨めします。

それには二四Dの性質や使い方をよくのこむ必要があるのです。また實地指導をやりませんが概略をお知らせしましょう。

1. どんな處に適するか  
性質上寒い所では藥害がでて危険です。から止められていきます。本村から西にかけて温暖地帯は安全性を認められていきます。心配無用ですが山間の冷え田や成育の軟弱な處では氣をつけて下さい。
2. いつ頃まけばよいか  
田植後二十五日から三十日頃が基準ですが其の土地の有効分蘗が平年に達した頃が一番いい。大体七月三十日前後と思われまます。
3. まく前の注意  
田植後二十日頃までに一番起しと

廻轉除草機各一回位やる方がよい。まく前の夕方水を落とす。温田でも草の葉が水面に出ていないと効がない

4. 藥のうすめ方  
日産や石原のは一反歩宛小箱に入れてあるから一升瓶に入れ温湯でとかし三斗—五斗にうすめてまく。この時すめ瓶に目盛して必要だけ薄めてまけば持ち運びに便利ですよ。

5. まき方  
五六畦宛稲葉の上から平均にふりかける。藥が余つても重にかけないように、器具は個人用として背負式の半自動か全自動噴霧機がよいが噴霧口を二四D専用と取り替へれば最も能率的であります。現在如露式のも販賣されていますが將來を考へて買うことが必要でしょう。

6. まいた後の灌水  
翌日遅くとも二三日中に水を入れることが一層効果を高める。水持ちの悪い田では六時間たてばよい。

7. 其の後の注意  
稗をぬく、秋落田では軽い追肥(硫酸—メ位)をした方がよろしい。器具は石鹼水等でよく洗つて他の野菜等の消毒に差支えないようにしておくこと。

8. どんな草にきくか  
浮草、稗、ひるむしろ以外は大体枯れます。



幸田小學校社會學級

村社會教育委員會主催幸田小學校 P T A 後援の幸田小學校校區一圓を區域として開設した幸田社會學級は婦人団体を主とする一般型を採用した。受講者は老若男女を問わないが主体を婦人団体に置いたので其の教科課程表も亦勢いここに偏している大草、菱池兩支部婦人會員の方々の受講は勿論のことながら當日の問題によつては一般學區各位の受講を希望します。

開設式は去る五月二十三日額田事務所早川主事の御臨席を得て行い第一回講座として刈谷高等學校教諭永田稔先生の「農村婦人の啓蒙」についてお話を拜聴、出席者三百六名に感銘を與えた。

教科課程は別表のような希望調査の實態に基づいて立案した。しかし尙實施に當つては學級員の自治會にはかり不備な点を是正して行つてもりである。

社會學級希望調査(五月七日調)

一、ききたい話  
 精神修養 三一 政治經濟 三三  
 保健衛生 三七 生活改善 三六

合所改善	一八	育兒	一七
教育	三六	農業技術	二七
藝能娛樂	九	時局並に世界情勢	一九
その他	一		
二、實習したいこと			
料理	三一	洋裁	二八
和裁	三二	マツサージ	二六
農産加工	二四	その他	五
三、見學視察			
裁判所	二四	都市	三
海濱	一〇三	山岳	三
青少年保護育成施設			二五
教育文化施設			
その他	三		
四、開設について			
回数	は月一回、會場は近くの部落公民館の希望が多く、時刻は午後時期は農閑期が断然多かつた。		
開設予定表	回答人員 七〇一名		
五月二三日	精神修養		
七月中旬	夏の保健衛生		
九月下旬	生活改善		
十月上旬	体育祭参加		
十月下旬	裁判所見學(名古屋)		
一月中旬	各の保健衛生		
二月中旬	教育		
三月上旬	台所改善		
三月下旬	育兒		
七月下旬	八月下旬	洋裁	
年間	隨時八部落に分けて料理		
備考	必要に應じて追加變更する。		



四季の民俗 星祭 その七 砂樓生

七月七日の夜天の川西岸の織女星と東岸の牽牛星とが年に一度相逢うというので下界の人々が二星に色々な供物を捧げて願ひ事をする行事で祭の思想は支那から渡つたもので、支那の起原は約三千年前周の初め頃から行われ、その頃の舊曆七日の宵二星は當時の人達の眞上に來た。天地自然を崇拜した原始時代の東洋人は銀河に對して壯大な感想を起したと共に東洋的思想から人間の運命を星の支配に結びつけ祈願の儀式を構成し特に二星の物語を作つた。

兩岸に向い合つた特異の二星が永久に向い合つてゐるのみでは寂しい相逢つたらどうであらう。星も相あわまほしく考へてゐるだろうと同情し原始東洋人の心を及ぼして星を人と見なし今宵上弦の月が銀河下流にかゝつた頃たまたま琴座の東を流れる白鳥座のA邊にとんで來た鶴を橋とし相違わせようとしたのが今日傳統の七夕物語である。

日本傳來も古く萬葉集の中にも「棚機は今夜あいなば常の如明日を隔て、年はながけむ」と歌われてい

る。年一度相あう戀を祝福する意味から轉じて平安朝時代からその祭の夜若人達は思ふ事を梶の葉に書いて捧げると思ふ事が叶うという思想を構成し「平家物語」の頃には「秋の初風ふきぬれば星合の空を眺めつゝ天のと渡る梶の葉に思ふ事かく頃なれや」となつて七夕に捧げる歌は意味が全く主觀に歸してそのひそかに秘めた戀歌はここに梶の葉に認められる習慣を生んだ。

又日本化するため棚機津女彦星と名も改めその傳統祭儀は時代と共に潤色され遂に乞功奠の儀式を生じ一夜に一事を願うに三年の間に叶うの民俗をなましめ、江戸時代に至り「今宵この星を祭りて思ふ事を祈るに叶わぬという事なし、祭の次第は庭を清め茶壺をしき瓜茄をたむけて器物に水を入れ星影を寫して拜むなり。竹を七尺に切り左右に立てその端に糸を七筋宛かけこれを願ひの糸という、香をたくべし、」とあり。

維新前後葉竹を立て星祭の詩歌を認めた色紙短冊を飾りその他紙の飾物をつけたが明治以後は好事者の他願者少きを遺憾として東京では昭和二年日本民俗研究會指導の下に復興させ年中行事として年々行ふようになり決まりました。



郷土史料 (その十四) 幸田村舊石高及領主明細表

△は他部

Table with columns for village names (村名), stone height (石高), and lords (領主). It lists various villages like 横落村, 岩堀村, 鷺田村, etc., and their corresponding lords across different periods.

講演會御案内 (Lecture Meeting Guide) section. Includes a detailed text introduction about the meeting's purpose, a list of speakers and topics, and a table of local statistics (人口動態) for May, showing birth and death counts by gender.



### 昭和二十六年国民たすけあい 共同募金運動について (承前)

伊野 鯉之助

#### 四、募金の実施

1. 募金期間十月一日より三十一日迄
  2. 規格統一物品
- 全国運動として効果をあげるため左の用品規格を統一する。

(イ) 赤い羽根

(ロ) 共同募金委員会の章標

(ハ) 感謝の証 (ニ) 募金箱

(ホ) 奉仕者バッチ

#### 3. 寄附の勧誘

直接にはすべて奉仕者が行う。

戸別募金、街頭募金、大口募金、學校募金、特殊募金及びその他の方法により左の点に留意して行う。

(イ) 目標額達成のため寄附者の理解と社会的精神に訴え各々能力に應じた寄附を得ることに努力すると共に金額の多寡による差別感を寄附者に與えないこと。

(ロ) 奉仕者の善意と自發性を尊重しその責任の担当分野を明かにして組織的な奉仕活動を促すこと。

#### 4. 強制感の排除

強制感を抱かせないよう特に左の点に留意する。

(イ) 広報活動と表裏して寄附者納得の下に行うこと。  
(ロ) 公務員がその資格に於て直接に寄附の勧誘を行うことを期待してはならないこと。

#### 5. 信頼感の保持

信頼感を保つため特に左の点に留意する。

(イ) 募金用品のうち赤い羽根、章標感謝の証、募金箱、奉仕者バッチは全国的に統一した規格に従い又その必要量を整備すること。

(ロ) 集金送金の取扱いは銀行、郵便局等の金融機関を利用して組織的に行事の絶無を期すること

6. お年玉はがき  
郵政省が共同募金の寄附金付の郵便はがきを發賣する時はその周知宣傳と實捌とに全面的に協力する。

### □ 本年産麥類 供出について

二十六年産麥類收穫については天候に恵まれ無事に終了したこと、存じますが供出量は昨年同様又は同量以上の供出割當が来る見込みでございますから割當數量の圓滑に完遂できますよう準備と御協力をお願いいたします。  
—— 經濟課 ——

### 百日咳予防接種計画表

所 (小學校)	區 域	日		
		第 1 回	第 2 回	第 3 回
深溝 (小)	深溝校區一円	7.10 午前 (火)	8. 7 午前 (火)	9. 4 午前 (火)
荻谷 (ヶ)	荻谷校區ヶ	7.11 午前 (水)	8. 8 午前 (水)	9. 5 午前 (水)
幸田 (ヶ)	幸田校區大草 高力 (鷺田) ... 幸田校區 菱池、 横落	午前 7.12 (木) 午後	午前 8. 9 (木) 午後	午前 9. 6 (木) 午後
坂崎 (ヶ)	坂崎校區ヶ	7.13 午前 (金)	8.10 午前 (金)	9. 7 午前 (金)
備 考	被接種者 昭和25年6月1日生～昭和26年3月31日生 (三四回法) (一回法) 昭和24年6月1日生～昭和25年5月31日生			



### 赤痢 今年も赤痢が多い予防に万全を

今年も赤痢が多い予防に万全を  
一昨年来増加しつゝある赤痢は依然として蔓延の傾向で今年も冬でも集団発生を見潜在的蔓延が推測せられ夏の流行が極めて心配である。  
特に本年は集団生活を営む社會事業施設學校工場等での発生が増加し充分な警戒を要するから赤痢予防対策をたてた。

- 一、主眼として早期受診と生水生物の防止 (3 錠取り 4 手洗 (食前))
  - 二、清掃 三、畜舎の清掃 DDT 撒布
  - 四、上水の滅菌 五、下水の處理
  - 六、患者の診断と届出
  - 七、発生したら集會を禁止
- 本年本村内發生既に七名内二名は死亡一名全治三名入院中



### 戸籍の沿革

M・S

わが國戸籍の起源は非常に古く、紀元千三百六年孝徳天皇戸籍を作り班田調庸の制を定められたに始まるが以後の記録不明のため、明治以降について述べてみよう。

明治四年四月四日時の政府から、布告第十七號によつて相當整備された戸籍法が出現した。これを實務家は壬申戸籍という。

明治十九年九月には、内務省令第十九號で生、死及び出入寄留者届出方の件が定められ、出産、死去、失踪、復籍、戸主廢嫡、改名、復姓身分變換その他戸籍に關する事項については、届出義務を規定してこれを怠つた者には十錢以上、一圓二十五錢の過料に處した。

更に同年十月内務省令第二十二號で、戸籍取扱手續が定められ、戸籍簿の調製及び登記の方式並びに戸籍簿の永久保存の原則がたてられた。これが即ち大舊戸籍のことです。

更に明治三十一年七月十六日、舊民法施行の時が來た。民法は身分法關係の確定を戸籍の記載に賴る態度をとつたため、戸籍制度は、我等の

行政的、戸口調査の性格から、司法的、身分公証の性格へと變つた、これによつて戸籍法は一大變革をうけた結果、明治三十一年法律第十二號の戸籍法が布告せられた、これが所謂舊戸籍です。

これと同時に他に特色とすべきことは、戸籍と並んで身分登記の制度をたて、戸籍簿と共に身分登記簿も備えることにした。身分登記は、出生、死亡、婚姻等の事件につき、届出の順序に従つてこれを記録したものである。

併し身分登記簿を取扱つた結果から見ると戸籍簿との二重の手續を煩わす事となつて、甚だ繁雜な、事務的公簿に過ぎない事となり、寧ろ、戸籍簿の一元化が叫ばれる事となつた結果遂に廢止された。

大正三年三月三十一日法律第二十六號によつて、舊戸籍法の制定公布を見るに至つた。翌大正四年一月一日から施行された舊戸籍は昭和二十二年二月二十八日まで三十有余年間行われたものである。これが舊戸籍法である。

新憲法の効力が、昭和二十二年五月三日から發生したので、同年十二月三十一日までの約六ヶ月間空閑が

できたので、司法省は民事甲第三十七號で「民法の應急的措置に伴う戸籍の取扱に關する件」という法律を出して、その間の戸籍事務を指示したので、實務家が非常に困難を極めたのであつた。

昭和二十三年一月一日から新憲法の施行により、憲法第二十四條の個人の尊嚴と個性の本質的平等との基本原則により、過去二十余年間行つて來た家族制度が根本的にくつがえされて、待望の民主主義的な新らしい戸籍法が實施された譯である。

### 戸籍について 本多

皆さんの身分を公証し親族相續扶養の權義務を明確にし出生死亡等の既成事實を登録する大事な戸籍の事について感じられたことがありましか、戸籍役場當時の戸籍は極めて重要な地位を占めていたものですが時代の推移と共に輕視され勝になつたのは財務の現財懸引配給の物資與亦又は經濟の供出等に皆さんの實生生活に實益的關連あるに反し戸籍は煩しさがあのみで目前として實質的に關係がないからです。しかし無關心でいて良いでしょうか。毎年入學時期受験就職に當ると先づ要求さ

れるものは抄本謄本でありその記載事項が絶對と違はいへないが本人の將來に相當の影響があると思ひます婚姻問題としても相手方の身元を閲覧した場合戸籍上の不名譽は閲覧者にどんな影響を與えるでしょうか又事實上夫婦生活を営んでいても入籍しておらぬ限り後日離婚になつても籍に證據のない者は何等法的に利益を受ける事はできず三年四年と入籍していても一錢の賠償だに要求し得ず可愛い子供が生まれても「私生子」の汚名(新法では母の子)を受けなければならぬ。

出生届を何かの事情で怠つていて就學に當り「無籍者」として泣いた實婚生活幾十年老境に達し他界し始めて眞のアカの他人であつた事を知つた時の心境はどうでしょうか。後からは及びません。すべて戸籍は皆さんの届出によつて初めて効力を發するのですから出生死亡の届出期間が法律で定められているものも婚姻其の他定めてないものも「子供ができてから」「土用がすぎたら」とか「養育期になつたら」等といはず少しも早く役場へ届出て下さいこれから毎月のせますから熱心して戸籍の知識を身につけて下さい。

貞明皇后御歌を世界へ

貞明皇后の御遺徳を偲ぶため御歌一首を選び作曲装ていの上全園學校に頒布する外世界の人々にも廣く頒つことになり御歌は佐々木信綱博士が特に選んだ

青海原波をさまりてのぼる日にむつみあふよのさまを見るかな。の一首、作曲東京藝術大學音楽部装てい横山大観画伯

林芙美子女史急逝

女流作家林芙美子女史は六月二十八日午前一時心臓麻痺のため東京都新宿區下落合の自宅で急死した。享年四十六歳、家人の話では前夜某雑誌の座談會に出て歸宅、床についたが平常と變りなかつたとのこと。

下関市の生まれ、尾道高女卒業後上京、風呂屋の下足番、株屋の事務員、女給、行商人、廣告取、牛屋の女中、露店商人等放浪と貧乏の數々な生活を送りながら文學に精進、昭和五年「放浪記」で文壇に出た。

代表作は昭和二十三年の第三回女流文學賞受賞作品となつた「晚菊」をはじめ「清貧の書」「浮雲」などがあり、朝日新聞連載中の「めし」が絶筆となつた。

俳句

ゆく雲

大草分館

堀元 一步

春の虹療養書妻の邊に積まれ齒痛やます卯の花雨に言尖る

山本 波文

愛犬の予防注射や若葉下卯の花や大書ある傘日陰に干す

谷本 光月

卯の花の匂うばかりに雨霽浴槽の春光を掌に掬いけり

杉浦 壽山

又別の雲雀揚りて一としきり蝸牛手にしているが泣かした子

鈴木まつ江

過ぎし日の思い出新れんげ道春曉や沖の漁船の黒ずめる

太田 鳴海

揚雲雀前の空脚立てしまく花吹雪尼は針娘にとりまかれ

山本 泉

百合の香や机拭き上げて部屋すめり百合を生ける娘の手差し織手ならず

足立 幸山

雲行に心急がれて麥を刈る部屋の内山百合の香の占めいたり

山本 皿秋

心の座血にゆさぶられ春を臥す蝶二つ魂二つなり舞い離かる

次 題は 汗、蟻、雑詠で計六句を七月二十五日必着に山本泉宛



「とぼね」句會から

荻分館

退院の日にきるセルの屈きけり紅牡丹婚期おくれしこと悔いず

貝吹 句路

花菖蒲の戀がよみかえる異母姉妹柄の同じのセルを着て

貝吹 句路

蛙の子泳ぐともなく沈みけり母を想う牡丹の部屋にいて

平松 志ん

蛇を見しことたゞそれのみの立話母有れば髪洗うことも楽しくて

稲吉 雪女

八十八夜の別れ蛙聲氣せわしく篠島や濱豌豆の花ざかり

稲吉 清志

ラジオ切つて紅牡丹の部屋となる刈草に薊のとげの白く光る

平松 千秀

ネオンサインの空深くして梅雨に入る今つきし貨車の中より藪匂う

草次 一政

牡丹の庭霧島の庭もよく掃かれ蝶々や土いじりして子の機嫌

平松 荻雨

身弱さにセル着る時もなきまゝにこち向きし牛の目にある牡丹かな實藪に地熱のこして日の沈む

平松 荻雨



サアふとんをほしましよう

眠りは最大の栄養といわれています。眠ることは疲れをなおすに一番よい方法です。睡眠不足は体の抵抗力がにぶり色々な病氣にかかり易くなります。ふとんは晝間うんと働いた皆さんの疲れをいやすために何時でも清潔に寝心地のよいようにしておきたいものです。

忙しかつた田植も終つたので天気のよい日には必ずふとんをほしましよう、梅雨は上つても眠つてゐる時誰もが汗をかき易く綿はもともと相當の濕氣を吸うものですから時々ほすことが何よりです。萬年床は綿が固くなり休のためにもよくありません。特に子供や病人のふとんこそ濕つ汚れ易いから注意して必ずほしましよう。日光消毒により微菌も滅ばされ風の驅除もできますから、さあ皆さん、いつもきれいな寝心地のよいふとんでぐつすり眠り明日も元氣に朗かに増産にはげましましう。

—生活改善—

幸田村

青年連絡協議會役員

- 會長 小川 久之
- 副會長 宇都野 功 小野 良
- 書記 小野 昭男 金澤 文子
- 會計 山本 喜六 大竹やすの